

議案第6号

橋本市手数料条例の一部を改正する条例について

橋本市手数料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和2年6月8日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市手数料条例の一部を改正する条例

橋本市手数料条例(平成18年橋本市条例第75号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(事務の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略</p> <p>(16) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の規定に基づく個人番号カードの再交付(個人番号カードの追記欄の余白がなくなつたとき市長が認める場合を除く。)1件につき 800円</p> <p>(17)～(53) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(事務の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする。 (1)～(15) 略 (16) 削除 (16)の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下次号において「番号法」という。)第7条の規定に基づき通知カードの再交付(通知カードの追記欄の余白がなくなつたときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)1件につき 500円</p> <p>(16)の3 番号法第2条第7項の規定に基づく個人番号カードの再交付(個人番号カードの追記欄の余白がなくなつたときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)1件につき 800円</p> <p>(17)～(53) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。